

令和2(2020)年度

高齢者福祉タクシー利用券の利用方法

1. この利用券は、1枚につき初乗運賃相当分（650円）のタクシー乗車料金割引が受けられます。ただし、おつりは出ません。
2. 高齢者福祉タクシーの使用目的に制限はありません。（買い物、通院・・・何でもOK）
3. あらかじめ利用券の所定欄に、**利用者の住所、氏名及び年齢を記入**してください。
4. この利用券は、**交付を受けた利用者本人に限り**使用することができます。
本人が利用する場合のご家族等の同乗はOK。利用者本人が乗車しないご家族のみの利用はできません。
5. **1回の乗車につき、利用者は1人1枚の利用券を使用できます。**
このタクシー利用券の交付を受けた方が複数で同乗する場合は、各人1枚ずつ使用できます。ただし、おつりは出ません。
6. この利用券の有効期限は、**令和3(2021)年3月31日**です。
7. この利用券は、町指定のタクシー業者に限り利用できます。

利用方法は、裏面をご覧ください。

【指定タクシー会社】（町内の3社）


- ・コトバスタクシー ☎ 73-2221
- ・トキワタクシー ☎ 73-3141 ☎ 0120-73-3141
- ・介護タクシー
サポートたくま ☎ 090-2389-9657

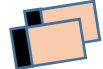
8. 利用券には申請者ごとに番号が付されます。この利用券の交換、譲渡及び売買はできません。
9. この利用券を紛失された場合に、利用券の再交付はできません。
失くさないように大切に保管してください。
この利用券を汚損した場合には、汚損した未使用の利用券を提出のうえ、申請してください。未使用枚数の利用券をお渡しします。
10. 交付を受けた利用者が転出又は死亡したときは、未使用の利用券を速やかに住民福祉課へ返還してください。

● 利用方法の例

(例1) 一人で利用した場合

① 乗車料金が1,340円の時



○  利用券1枚 + 現金690円
(650円分)

✗  利用券2枚 + 現金40円 ←この使い方はできません。


※ 1回の乗車につき、使用できる利用券は1人1枚です。

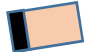
(例2) 85歳と80歳の夫婦二人で乗車した場合

① 乗車料金が1,600円の時

○  夫の券1枚 +  妻の券1枚 + 現金300円
(650円分) (650円分)

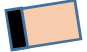
② 乗車料金が1,000円の場合


○  夫または妻の券1枚 + 現金350円
(650円分)

○  夫の券1枚 +  妻の券1枚 ※ おつりは出ません。
(650円分) (650円分)

(例3) 80歳(利用対象者)と75歳(利用券対象以外の方)の二人で乗車した場合

① 乗車料金が1,500円の時

○  80歳の方の券1枚 + 現金850円
(650円分)

✗  80歳の方の券2枚 + 現金200円 ←この使い方はできません。

(例4) 乗車料金が620円の時

○  利用券1枚 ※ おつりは出ません。